○法務省令第二十六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　法務大臣　上川　陽子

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	五〇、九八七人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、七九六人は、検察庁の職員の定員とする。
公安審査委員会	四人	事務局の職員の定員とする。
公安調査庁	一、五四六人	
合計	五二、五三七人	

附　則

（施行期日等）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の法務省定員規則第一条及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の法務省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	平成二十七年九月三十日までの間	五一、二一八人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一〇人は、検察庁の職員の定員とする。
	平成二十七年十月一日から同年十二月三十一日までの間	五一、〇〇一人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八一〇人は、検察庁の職員の定員とする。

○外務省令第六号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　外務大臣　岸田　文雄

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む）中「警備対策室」を「情報防護対策室」に改め、同条第八項中「在外公館の警備」を「情報防護」に改める。

第八条（見出しを含む）中「国内広報室及び」の下に「戦略的対外発信拠点室並びに」を加え、同条第四項を第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　戦略的対外発信拠点室は、戦略的対外発信拠点に関する事務をつかさどる。

5　戦略的対外発信拠点室に、室長を置く。

第四十三条見出し中「法律顧問官」を「国際裁判対策室」に改め、同条第一項中「法律顧問官一人」を「国際裁判対策室」に改め、同条第四項を削り、同条に次の二項を加える。

4　国際裁判対策室は、国際司法裁判所、常設仲裁裁判所及び国際刑事裁判所における裁判手続に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際法に係る外交政策に関する助言を行うこと（条約課及び経済条約課並びに社会条約官の所掌に属するものを除く。）。

二　確立された国際法規の解釈及び実施に関すること。

三　確立された国際法規に関する調査及び研究に関すること。

5　国際裁判対策室に、室長を置く。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	一五、三五六人	
国税庁	五五、七二五人	
合計	七一、〇八一人	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の財務省定員規則第一条及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十七年九月三十日までの間においては、一五、四二六人とする。

○文部科学省令第二十号

文部科学省組織令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百八十四号）の施行に伴い、文部科学省組織令の一部を改正する政令の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日　文部科学大臣　下村　博文

文部科学省組織令の一部を改正する政令の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令（教育公務員特例法第三十一条及び第三十五条の規定に基づく国立教育政策研究所の長等の選考の手続及び任期等を定める手続に関する省令の一部改正）

第一条　教育公務員特例法第三十一条及び第三十五条の規定に基づく国立教育政策研究所の長等の選考の手続及び任期等を定める手続に関する省令（昭和五十九年文部省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九十条第二項」を「第九十一条第二項」に改める。

（文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部改正）

第二条　文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年総理府文部省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第八十九条」を「第九十条」に改める。

附　則

この省令は、文部科学省組織令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百八十四号）の施行の日から施行する。